

計画作成年度	令和4年度
計画主体	舞鶴市

# 舞鶴市鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 : 舞鶴市産業振興部産業創造室農林水産振興課  
所在地 : 舞鶴市字北吸1044番地  
電話番号 : 0773-66-1030  
FAX番号 : 0773-62-9891  
メールアドレス : nousui@city.maizuru.lg.jp

本計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年(法律第134号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり定めるものとする。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、ツキノワグマ (但し、ツキノワグマは防除対策に限る)
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	舞鶴市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) - 1 被害の現状 (令和4年・出荷予定分)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	野菜類 (万願寺とうがらし、とうもろこし)	2.8 a	265 千円
	水稻	186 a	1,804 千円
	いも類 (甘藷、馬鈴薯、里芋)	6 a	195 千円
ニホンザル	野菜類 (とまと、大根、かぼちゃ 他)	3 a	76 千円
	いも類 (甘藷、馬鈴薯)	2 a	77 千円
	豆類 (小豆)	1 a	1 千円
ニホンジカ	水稻	165 a	1,602 千円
	野菜類 (大根、ほうれんそう、堀川ごぼう 他)	17 a	290 千円
	いも類 (甘藷)	1 a	46 千円
	豆類 (大豆、小豆)	262 a	1,574 千円
アライグマ		0a	0 千円
ヌートリア		0a	0 千円
ツキノワグマ	果樹類(ぶどう)	12a	737 千円

※被害数値 (面積) は、農事組合長からの報告に基づき積算

※被害数値 (金額) は、京都府の算定基準に基づき積算

(1) - 2 被害の現状 (令和4年・自家消費分)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	56 a	540 千円
	いも類 (甘藷、馬鈴薯、里芋)	2 a	39 千円
	豆類 (落花生)	1 a	1 千円
ニホンザル	野菜類 (とまと、なす、玉ねぎ 他)	9 a	137 千円
	いも類 (甘藷、馬鈴薯、里芋)	3 a	106 千円
	果樹類 (柿、みかん、栗 他)	8 a	91 千円
	豆類 (大豆、小豆、落花生)	2 a	13 千円
ニホンジカ	水稲	54 a	525 千円
	野菜類 (大根、キャベツ、玉ねぎ 他)	6 a	206 千円
	いも類 (甘藷、馬鈴薯、里芋)	5 a	54 千円
	果樹類 (梅、栗)	1 a	1 千円
	豆類 (大豆、小豆、落花生)	3 a	21 千円
アライグマ		0a	0 千円
ヌートリア	水稲	1a	1 千円
ツキノワグマ	果樹類 (柿、栗)	5a	56 千円

※被害数値 (面積) は、農事組合長からの報告に基づき積算

※被害数値 (金額) は、京都府の算定基準に基づき積算

(2) 被害の傾向

イノシシ

令和3年及び令和4年は被害が減少しているが、豚熱の影響などによる一時的なものと考えられ、今後は、市内全域の中山間地域を始め、市街地の山際等において、以下のとおり令和2年度以前と同様の被害が発生する可能性が高いと考えられる。

春先には筍を狙って竹林を荒らすほか、秋になると甘藷等イモ類の被害が発生する。また、毎年水稲被害に関しては田植えから稲刈りの時期まで予断を許さない状況が続く。さらに、農道や畦畔等の農業施設に係る農業被害や、人家敷地内を掘り起こす等の生活環境に関わる被害も1年を通して見受けられる。

市内全域で平成29年度から令和3年度までの5年間で平均約1,450頭/年の有害捕獲実績 (狩猟による捕獲を除く) を残せたこと及び、侵入防止柵の普及も進んだことから、被害面積及び金額は減少傾向にあるが、一度設置した電気柵の老朽化や管理主体 (地元) の高齢化等、被害が増加に転じてしまわないよう、解決すべき課題は残されている。

### ニホンザル

市内には9群の群れが生息しており、被害状況は平成27年度にピークを迎えるが、その後、群れ毎の個体数調整事業の実施や、サル用電気柵の普及により、平成29年度から令和3年度までの平均被害額は年間1,900千円程度に減少したものの、被害作物は多岐にわたり、収穫を目前にして被害が発生するため生産者の心理的ダメージも大きい。

また、市内の各所で一年を通して人家の屋根に登る、人を威嚇する等、各種被害の報告が寄せられている。特に市街地へ出没する群れでは、人慣れが一層進み、女性や子どものみならず、成人男性へも歯を剥いて威嚇するまで悪質化している。

### ニホンジカ

近年生息域が拡大しており、とりわけ、岡田地区における被害が目立っている。水稲においては田植えの時期に新芽を食べられ分けつがままならず収量が低下してしまう被害が主であり、小豆においては稲の刈り取り後、格好の標的となり全滅にあう事例も発生している。しかしながら、その生息範囲等の拡大は岡田地区だけに留まらず舞鶴市全域に及んでおり、1年を通して農作物被害や車との衝突事故を発生させている。被害の要因としては生息頭数や生息範囲の拡大、市内に普及している高段の電気柵が老朽化してきていることが考えられる。

### アライグマ

平成13年度に市内で初めて野生化した個体が確認されてから、個体数は爆発的に増加、生息範囲も市内全域に広がったことから、農作物被害及び家屋等への侵入による生活環境汚染も問題も引き起していたが、平成21年度からは、市が策定した「舞鶴市アライグマ防除実施計画書」に基づき捕獲対策の強化を図った結果、現在は出没情報及び被害レベルは減少している。

### ヌートリア

主に河川付近に生息し、水稲等の農作物に被害を及ぼしている。トタン柵や電気柵を設置するなど防除体制を整えているところもあるが完全に防除することが出来ない。

### ツキノワグマ

市内での目撃情報は令和元年度の約250件をピークに例年100件以上の情報が寄せられており、また、令和4年には近隣市において人身被害が発生している。民家付近での目撃情報も多いことから、本市でもいつ人身被害が発生してもおかしくない状況であると考えられる。また、耕作放棄地の増加や山裾の手入れ不足等がツキノワグマの行動範囲を拡大させる要因と考えられるが、今後も高齢化・人口減少により、深刻化が懸念される。

農作物被害も近年増加傾向で、みかんや柿等の果樹が主であり、民家付近への出没の要因となっていると考えられるため、果樹の防除対策を推進し、農作物被害及び民家付近への出没の低減を図っていくことが喫緊の課題である。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和 2～4 年平均)	目標値 (令和 7 年)
イノシシ	被害面積	532 a	400 a
	被害金額	5,255 千円	3,940 千円
ニホンザル	被害面積	62 a	40 a
	被害金額	1,611 千円	1,070 千円
ニホンジカ	被害面積	804 a	584 a
	被害金額	6,013 千円	4,387 千円
アライグマ	被害面積	2 a	1 a
	被害金額	53 千円	30 千円
ヌートリア	被害面積	12a	5a
	被害金額	203 千円	130 千円
ツキノワグマ	被害面積	23a	15a
	被害金額	567 千円	370 千円
総計	被害面積	1,435a	1,045a
	被害金額	13,702 千円	9,927 千円

※上記の値は出荷予定作物被害・自家消費作物被害合算としている。

※現状値については、自然条件等により大幅に減少する年度もあるため、過去 3 か年の平均とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 捕獲班や実施隊による捕獲活動</li> <li>2. 捕獲檻の設置に対する補助</li> <li>3. 捕獲檻の購入及び貸与</li> <li>4. 捕獲班の育成支援</li> <li>5. 捕獲獣の処分に係る労務支援</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 捕獲班員の高齢化及び人数の減少</li> <li>2. 捕獲手法の拡充及び技術の向上</li> <li>3. 捕獲獣の埋設労力及び焼却負担</li> <li>4. 捕獲従事者の確保</li> <li>5. 捕獲個体の有効活用</li> </ol>
防護柵等の設置に関する取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防護柵等の設置に対する補助</li> <li>2. 防除技術等の学習会開催</li> <li>3. 追払い活動による自衛体制強化</li> <li>4. 撃退器具の整備に対する補助</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 複数獣種に有効な防護柵が高価かつ設置に大きな労力が必要</li> <li>2. 平日は成人男性によるニホンザルの追払い体制が築きにくい</li> <li>3. 防除技術指導者等の人材不足</li> </ol>
生息地管理等に関する取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緩衝帯の設置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 整備した緩衝帯の維持管理が困難</li> <li>2. 整備箇所等の地元調整が困難</li> </ol>

## (5) 今後の取組方針

野生鳥獣による被害が発生した地域の被害状況を把握した上で、地域住民、猟友会及び行政が連携を図り、「捕獲」、「防除」そして「生息地管理」を含めた総合的な被害防止対策を進める。

### 【捕獲について】

各種わなを中心とした捕獲活動、特定の獣に対しては安全面に配慮し銃器による捕獲活動を併せて展開し、有害個体の減少に向けた取り組みを実施する。

なお、狩猟免許取得費等を支援し捕獲従事者の育成に努め、有害鳥獣捕獲体制を確保する。

### 【防除について】

生産者が主体となった防護柵（電気柵、金網柵等）の整備、撃退用具整備を支援することによる地域住民の追払い活動の充実等、自衛体制の強化を図る。また、中丹東農業改良普及センター等の協力の下、防護柵の管理方法について助言する等、被害防止対策の普及啓発を目的とした学習会及び現地研修会等を開催する。

### 【生息地管理について】

生息地管理としては、緩衝帯の整備や間伐の促進、誘因物となる放置果樹の伐採・防除用資材等の支援策を講じるなど、野生鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進するものとする。

### 【鳥獣別の取り組みについて】

#### ◆イノシシ・ニホンジカ

従来どおり各種わなを中心とした捕獲活動を展開する。また、捕獲と併せて被害や現場の状況に合った侵入防止柵設置の推進や、トレイルカメラを用いた被害発生の原因究明等、捕獲と防除が一体となった対策を進め、農作物被害の低減を図る。

また、生息頭数及び生息範囲が急激に拡大しているニホンジカについては、個体数管理の観点から、京都府とともに1年を通じた捕獲活動の実施を検討する。

#### ◆ニホンザル

専門家による生息状況調査を踏まえ、侵入防止柵の設置等防除対策と併せて個体数調整事業や箱わな・銃器等を用いた捕獲活動を展開し農作物被害の低減を図る。

#### ◆アライグマ・ヌートリア

箱わなを用いた捕獲活動を実施し農作物被害の低減を図る。

#### ◆ツキノワグマ

京都府が策定する特定鳥獣保護管理計画を遵守し被害対策に努める。主には侵入防止柵設置の推進やトレイルカメラを用いた出没原因の究明、集落内の放置果樹への対策等により被害防除に努める。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

市内 3 支部猟友会単位で編成された「有害鳥獣捕獲班」から捕獲の申請を受け、市長の許可を得た有害鳥獣捕獲班員が捕獲班長統率の下、各種わな及び銃器による捕獲活動を実施するとともに、捕獲された個体は焼却又は埋設、本計画に規定する有効活用のいずれかの方法により適切に処分する。

また、法第 9 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、鳥獣被害対策実施隊員は市長が市職員から指名する。(以下、「実施隊員」という。) 指名された実施隊員は、トレイルカメラを用いた被害調査や捕獲檻設置等、被害防止活動に従事するものとする。

なお、アライグマについては、上記有害鳥獣捕獲班員に加え、「舞鶴市アライグマ防除実施計画書」に基づく捕獲従事者を別途組織し、捕獲体制を整備する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アライグマ ヌートリア	1. 捕獲檻の購入又は貸与 (イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア) 2. 捕獲檻設置経費補助 (イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ) 3. 捕獲檻への捕獲通報装置導入経費の補助 4. 捕獲班員支援に係るハンター保険料の補助等 5. 捕獲従事者確保に係る狩猟免許所得経費等の補助
6	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アライグマ ヌートリア	1. 捕獲檻の購入又は貸与 (イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア) 2. 捕獲檻設置経費補助 (イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ) 3. 捕獲檻への捕獲通報装置導入経費の補助 4. 捕獲班員支援に係るハンター保険料の補助等 5. 捕獲従事者確保に係る狩猟免許所得経費等の補助
7	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アライグマ ヌートリア	1. 捕獲檻の購入又は貸与 (イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア) 2. 捕獲檻設置経費補助 (イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ) 3. 捕獲檻への捕獲通報装置導入経費の補助 4. 捕獲班員支援に係るハンター保険料の補助等 5. 捕獲従事者確保に係る狩猟免許所得経費等の補助

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ

令和3、4年の捕獲数並びに農作物被害はともに著しく減少したが、豚熱の影響などによる一時的なものと考えられ、今後は令和2年以前と同様に、市内全域で春先には筈を狙って竹林を荒らすほか、秋になると甘藷等イモ類の被害が発生し、水稻被害に関しては田植えから稲刈りの時期まで予断を許さない状況が続く可能性が高いと考えられる。さらに、農道や畦畔等の農業施設に係る農業被害や人家敷地内を掘り起こす被害も1年を通して見受けられることから、今後も積極的に捕獲活動を実施する必要がある。

◆ 捕獲実績 ※ ただし、狩猟による捕獲を除く

令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,615頭	737頭	511頭

ニホンザル

京都府が実施した生息動態調査等によると舞鶴市には9群の群れが生息しており、1年を通して畑を荒らす、屋根に登る、人を威嚇する等各種被害が市内各所で発生している。今後も群れの総頭数や行動圏、加害レベル等に見合った捕獲対策（個体数調整や被害防止捕獲等）を実施する必要がある。

◆ 捕獲実績 ※ 令和4年度においては4月～10月末までの捕獲頭数である。

令和2年度	令和3年度	※令和4年度
35頭	11頭	6頭

ニホンジカ

近年被害が急激に増加しており、とりわけ、岡田地区における被害が目立っている。しかしながら、その生息範囲等の拡大は舞鶴市全域に及んでおり、1年を通して農作物被害や車との衝突事故を発生させている。このため、農作物被害等の低減はもとより、生息範囲等の縮小を図るため、積極的に捕獲活動を実施する必要がある。

◆ 捕獲実績 ※ ただし、狩猟による捕獲を除く

令和2年度	令和3年度	令和4年度
925頭	1,461頭	1,708頭

アライグマ

ピーク時と比較すると目撃情報及び農作物被害は減少傾向であるが、繁殖力が強く、今後また生息頭数が拡大に転じる可能性もあることから、引き続き「舞鶴市アライグマ防除実施計画書」に基づき、箱わなを中心とした捕獲対策を積極的に進め市内全域から根絶することを目標とする。

◆ 捕獲実績 ※ 令和4年度においては4月～10月末までの捕獲頭数である。

令和2年度	令和3年度	※令和4年度
19頭	12頭	3頭



ヌートリア

主に河川付近に生息し、水稻等の農作物に被害を及ぼしている。トタン柵や電気柵を設置するなど防除体制を整えているところもあるが完全に防除することが出来ないため、箱わなを中心とした捕獲対策を実施し、市内全域から根絶することを目標とする。

◆捕獲実績 ※令和4年度においては4月～10月末までの捕獲頭数である。

令和2年度	令和3年度	※令和4年度
19頭	8頭	5頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,000頭	1,700頭	2,000頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	2,200頭	2,300頭	2,500頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭
ヌートリア	20頭	20頭	20頭

捕獲等の取組内容

有害鳥獣捕獲班（猟友会）の全面的な協力の下、市内全域において、各種わな及び銃器による捕獲活動を実施する。

実施時期については原則として、4月から10月及び3月とする。なお、特にイノシシによる被害の激しい夏期から秋期にかけては、重点的に捕獲対策を推進するとともに、ニホンザル、アライグマについては、年間を通じて捕獲活動を実施する。また、ニホンジカ及びヌートリアに関しても被害防止及び個体数管理の観点から、ニホンザル・アライグマ同様年間を通じて捕獲活動が実施できるよう京都府とともに検討していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣の止めさし及び遠く離れた獲物を捕獲する際に必要に応じて使用する。（通年）

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
舞鶴市全域	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ及びヌートリア全てにおいて、平成12年度以降、京都府から有害鳥獣捕獲許可に関する権限が移譲されている。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵又は金網柵等 延長 L=20,000m (市内全域)	電気柵又は金網柵等 延長 L=20,000m (市内全域)	電気柵又は金網柵等 延長 L=20,000m (市内全域)
ニホンザル	電気柵＋金網柵等 延長 L=2,000m (市内全域)	電気柵＋金網柵等 延長 L=2,000m (市内全域)	電気柵＋金網柵等 延長 L=2,000m (市内全域)
ツキノワグマ	電気柵＋金網柵等 延長 L=2,000m (市内全域)	電気柵＋金網柵等 延長 L=2,000m (市内全域)	電気柵＋金網柵等 延長 L=2,000m (市内全域)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取 組 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	<p>侵入防止柵の整備及び維持・管理方法等を始めとする被害防止対策の普及啓発を目的とした学習会及び現地研修会等を開催するとともに、トレイルカメラにより被害発生原因の究明をはかるなど、防除対策の向上につなげる。</p> <p>また、ニホンザルに対しては撃退用具を活用した追払い活動を実施し、地域住民による自衛体制の強化を図る。</p>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
5	イノシシ	被害防止対策の学習会及び現地研修会等を開催し、農地や集落周辺の環境整備についても普及啓発を図るとともに、トレイルカメラにより被害発生原因の究明をはかるなど、防除対策の向上につなげる。 また、誘因物となる放置果樹の伐採支援や防除用資材に係る経費支援を行うなど、防除対策の向上につなげる。
6	ニホンザル	
7	ヌートリア ツキノワグマ	

6. 対象鳥獣（主にツキノワグマを対象とする）が人家周辺に出没し、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する基本事項

※住民の生命、身体又は財産にかかる被害が生じるおそれ等がある場合とは、対象鳥獣が人家周辺に出没し、事実上何者の支配下になく自由に身動きの取れる状態もしくは、わな等にかかったものの対象鳥獣の動きを確実に固定できていない場合とする。

基本事項

地域住民等から通報があり次第、市は必要に応じて猟友会及び京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（以下「中丹広域振興局」という）並びに京都府舞鶴警察署（以下「舞鶴警察署」という）に情報共有等を図ることとする。

また、情報共有等と並行し、各関係自治会へ電話または配信メール等により危険周知を実施することとする。

（市以外に第一報が入った場合は、直ちに市へ情報提供をし、速やかにその他関係機関への情報共有を図れるように努めることとする。）

なお、情報共有が完了した後の各関係機関の対応は次のとおりとする。

市

① 原則複数人（可能な限り猟友会の有害鳥獣捕獲班員と同行することとする。）で現場に急行し、より詳細な情報収集に努める。

② 現場で改めて状況を確認した後、再度各関係機関（中丹広域振興局や舞鶴警察署等）に情報共有を図り、必要に応じて現場への応援を要請する。

③ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」とする）第 9 条に基づく捕獲（銃器による捕殺）が可能か否か、鳥獣保護管理法第 9 条及び同法 38 条の 2 に基づく捕獲（麻酔銃による捕殺）が可能か否か、又は警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条第 1 項に基づく捕殺が可能か否かを協議する。

④ 【捕殺の場合】

協議結果及び鳥獣保護管理法第 9 条に基づく許可を根拠に猟友会（捕獲従事者）へ捕殺依頼をする。

【放獣の場合】

中丹広域振興局の指示の下、放獣にかかる補佐（放獣場所の選定や猟友会への協力依頼等）を行う。

※捕殺であっても、放獣であっても、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又

は生じるおそれがないまで、各関係機関とともに現場への立ち入り制限や注意喚起等に努めるものとする。

#### 猟友会

- ① 市の要請を受け現場確認を行う。
- ② 市、中丹広域振興局、舞鶴警察署の三者協議結果（捕殺又は放獣）を待つ。
- ③ 【捕殺の場合】  
鳥獣保護管理法第9条許可に基づく市からの依頼、もしくは舞鶴警察署の命令（警察官職務執行法第4条第1項の適用）の下、捕獲及び殺処分を行う。  
（人家及び農地が混在しており、発射地点から周囲半径200m以内に人家が10軒未満の区域）  
  
【放獣の場合】  
中丹広域振興局の指示の下、放獣にかかる補佐を市とともに実施する。

#### 中丹広域振興局

- ① 市の要請を受け現場確認を行う
- ② 鳥獣保護管理法第9条に基づく捕獲（銃器による捕殺）が可能か否か、鳥獣保護管理法第9条及び同法38条の2に基づく捕獲（麻酔銃による捕殺）が可能か否か、又は警察官職務執行法第4条第1項に基づく捕殺が可能か否かを協議する。
- ③ 【捕殺の場合】  
人家稠密地の場合、鳥獣保護管理法第9条に基づく捕殺を行うため委託業者に依頼をかける。  
  
【放獣の場合】  
専門業者に放獣の依頼をかけ、専門業者が行う放獣にかかる作業の補佐を主体的に行い、かつ、各関係機関に適切な指示を出すこととする。

※捕殺であっても、放獣であっても、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがないまで、各関係機関とともに現場への立ち入り制限や注意喚起等に努めるものとする。

#### 舞鶴警察署

- ① 主に住民の生命、身体又は財産を守るため、対象鳥獣による被害発生の危険が解除されるまで、現場周辺への危険周知及び立ち入りの制限を行うものとする。
- ② 当該事案が人家密集地（半径200m圏内に人家が約10軒以上ある場合等）で発生した場合は、警察官職務執行法第4条第1項による捕殺が可能か否かを判断する。
- ③ 【捕殺の場合】  
②で捕殺の判断を下した場合、猟友会有害捕獲班員への捕殺の命令及び周辺に危険が及ばないような体制を整備することとする。（各関係機関への適切な指示などによる）  
  
【放獣の場合】  
中丹広域振興局の指示の下、放獣にあたり周辺に危険が及ばないよう、現場への立ち入り制限等を行うこととする。

※上記の連絡体制や対応については別添フロー図あり

7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	舞鶴市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
集落代表者 (舞鶴市農業委員会、市議会)	被害情報や出没情報の提供、対策の実施
学識経験者 (村上 興正 氏、荒木 邦雄 氏)	野生動物の生態及び習性等に関する助言
猟友会 (舞鶴東支部・舞鶴西支部・加佐支部)	有害個体の捕獲
京都丹の国農業協同組合 (舞鶴広域営農経済センター)	被害情報や出没情報の収集及び提供
京都府農業共済組合 (中丹支所)	被害情報や出没情報の収集及び提供
舞鶴市森林組合	被害情報や出没情報の収集及び提供
京都府舞鶴警察署	捕獲に関する安全指導等
京都府中丹広域振興局	防除技術等の指導
京都府中丹東農業改良普及センター	防除技術等の指導
舞鶴市	協議会事務局、対策の立案、 関係機関との連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
京都府中丹広域振興局 (京都府緑の指導員)	被害情報や出没情報の収集及び提供
京都府農林水産技術センター	対策の立案及び実施等に関する助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

法第9条第1項の規定に基づく「舞鶴市鳥獣被害対策実施隊」(以下、「実施隊」という。)を平成23年度に設置しており、同条第3項第1号の規定に基づき、市長から指名のあった市職員で構成された「実施隊」による追払い対策や防除技術等の指導や実施隊員が狩猟免許を取得することで、ニホンザルの群れの個体数調整による捕獲を行っている。

実施隊は、集中して被害が発生している箇所に対してトレイルカメラを設置し、被害発生原因の究明をすることで防除対策の向上を図るとともに、被害が発生している農地付近に箱わなを設置し、加害個体の積極的な捕獲を図る。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣捕獲班員や実施隊員が捕獲等した対象鳥獣の処理については、中丹地域有害鳥獣処理施設（平成27年9月稼働）での焼却処分若しくは埋設、または本計画に規定する有効活用を行う。

また、各集落に設置された大型捕獲檻（市認定檻）で捕獲された個体を埋設する場合には、地元農業者が負担する埋設労力の軽減を図るため、事前に埋設用の穴を市が掘削する支援事業も実施している。

捕獲された有害鳥獣は捕獲現場での処理を原則とするが、アライグマについては「舞鶴市アライグマ防除実施計画書」に基づき、捕獲された個体を、京都府の致死措置支援業務により安楽死処理を施した後、研究標本として学術機関へ譲渡する。

## 9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

### （1）食品として利用する場合

食品衛生法（昭和22年法律第233号）等各種関係法令を遵守することを大前提とし、有害鳥獣捕獲班が捕獲したイノシシ又はニホンジカを下記の1～4の条件を満たす処理加工施設に搬入する場合に限り、食肉等に利用することを許可するものとする。

ただし、食肉の自家消費並びに他市との間で有害捕獲個体（イノシシ・ニホンジカ）の有効活用（売買）は認めない。

### 記

1. 舞鶴市内に位置すること
2. 必要に応じた食肉処理業許可や営業許可並びに食品衛生責任者等の資格を有していること
3. 次のいずれかの基準によって衛生管理ができていること
  - ① 厚生労働省が発行している「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」
  - ② HACCP
  - ③ 京都府中丹地域における野生鳥獣肉生産工程管理制度（中丹ジビエ認証）
4. 舞鶴市農林水産振興課に確約書を提出していること

記載事項適用期間：毎年4月4日～10月31日の有害鳥獣捕獲許可が出ている期間

### （2）ペットフード等の加工品として利用する場合

ペットフード等としての有効活用については、焼却施設の負担軽減を図る観点から、当面の間、市において活用方法等を研究・試行実施していく。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者や捕獲従事者、地域、市及び関係機関が連携を密にし、効率的な被害防止対策を実施するとともに、食料自給率の向上を図るため、他の諸施策（中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度等）を活用し、耕作放棄地の解消や農地の維持及び保全に取り組む。

また、捕獲と防除を複合した効率的かつ効果的な被害防止対策の推進に取り組む。